

# 検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年3月23日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.100】

## 松崎氏の横領容疑を「真実と信ずるに相当の理由あり」と判示！

JR総連、東労組、東労組大宮地本梁次副委員長が、「週刊現代」の連載記事で名誉を毀損されたとして、講談社と西岡記者を相手に損害賠償と謝罪広告の掲載を求めて起こした訴訟の判決が、2月23日、東京地裁において言い渡された。やや長くなるが、2回に分けて、判決の関係部分を紹介したい。

### 第3 争点についての判断 3争点(3)について

I(ア) 組合費等に関する表現について見ると、松崎が原告両組合の組合費やカンパを原資として複数の不動産を自己又はその家族の名義で購入したこと、原告JR東労組が松崎のために複数の高級車を保有していたことの各事実が重要な部分について真実であるか、又は被告西岡及びK(注:「週刊現代」編集長)がこれが真実であると信ずるについて相当の理由があったかどうかを検討した上、これに対する評価が意見ないし論評としての域を逸脱したものであるかどうかを考える必要がある。

(イ) そこで、まず の事実について検討するに、被告西岡は、警視庁公安部や警察庁警備局の要職を歴任したA及び警視庁公安部各課で勤務したことがあるBから、松崎について業務上横領事件の嫌疑があることを聞いて、取材を開始したこと、週刊文春の取材班から派遣された記者が松崎がハワイ州コナ市でコンドミニウムを購入したことについて裏付けを得たこと、被告西岡が平成16年11月30日に松崎に不動産購入の原資について質問した際、松崎は、その原資として、自らが相続した不動産や株を売却して得た代金等とともに、カンパもあると回答したこと、警視庁が平成17年12月7日に松崎の業務上横領事件で松崎の自宅等十数か所について搜索差押えを行ったこと、そして、その際の搜索差押令状に記載された被疑事実は、おおよそ、平成12年4月20日、原告JR総連の国際交流委員会の活動資金等を預け入れるために開設していた「全日本鉄道労働組合総連合会国際交流基金 代表松崎明」名義の口座(以下「本件口座」という。)から、松崎がアメリカ合衆国所在の別荘の購入費等に充てるために3000万円を払い戻した等というものであったこと、原告JR総連国際委員会(上記国際交流委員会が改組した団体である。)が平成17年12月9日に配布したビラには、本件口座からの払戻しがされたことを前提に、本件口座には、松崎が沖縄県国頭郡今帰仁村所在の住宅を鉄福に売却し、その代金が本件口座に振り込まれていたから、払戻しがされたのは松崎の金銭であって、業務上横領にはならないとの見解が記載されていたことの各事実が認められる。これらの事実を照らすと、松崎が本件口座から3000万円を払い戻し、その金銭でハワイ州コナ市のコンドミニウムを購入したことは真実であるといえることができる。そして、警視庁において、松崎のこのような行為について、業務上横領罪に当たるとして、搜索差押令状の発付を請求し、搜索差押えを行ったこと、被告西岡がこのことをBから聞いて知っていたこと、松崎が被告西岡の質問に答えて不動産購入の原資の一つとしてカンパを挙げていることからすると、被告西岡及びKが原告両組合の資金を原資として上記コンドミニウムを購入したと信ずることについて相当の理由があったといえるべきである。

### 「週刊現代裁判」判決は松崎氏の横領容疑を詳細に検証！

上記の通り、判決では、西岡記者らが松崎氏らの業務上横領被疑容疑を「真実であると信ずるについて相当の理由があった」と明確に判示された。つまり、松崎氏の組織私物化を真実だと信じることはもっともだ、と裁判所が認めたということである。